

「検定満期の水道メーター」を取替えます

水道メーターは、使用水量を適正に計量するため、計量法に定める計量器の検定に合格したものを使用しなければなりません。計量法に基づき、検定有効期間8年を迎える水道メーターの取替えをおこないます。

★取替え予定時期 平成29年7月～12月

該当するご家庭には、『水道メーター取替えのお知らせ』というハガキを事前に郵送します。

●取替え方法

水道企業団が委託した業者が伺い、水道メーターを取替えます。メーター取替え終了後、『水道メーター検定満期取替票』をお渡しします。

●取替え費用

水道メーターは無料で取替えます。ただし、蛇口修理、メーターボックスの取替え、移設などの給水装置工事をご希望される場合は、有料となります。

～取替えにあたりご協力を！～

- ・取替えのため敷地内に立入らせていただきますのでご了承ください。
- ・立会いの必要はありませんので、ご不在でも取替えさせていただきます。
- ・作業がしやすいように、水道メーター周辺の整理をお願いします。

●問い合わせ

業務課 業務係
048-591-4795
(業務課)

平成29年4月1日から直結給水を拡充します

3階建て以上の建物への直結給水に関して、時代のニーズに応えるため、また小規模貯水槽の衛生問題の解消を図るためにも次のとおり拡充します。

○直結直圧式給水について

「3階建て建物への直結直圧式給水施行基準」に基づき、3階建ての集合住宅、共同住宅にも、直圧式給水ができるようになりました。

○直結増圧式給水について

「直結増圧式給水施行基準」に基づき、配水管の口径が100mmからであったものが、75mmから可能になりました。

※注意

- ・3階建て建物への直結直圧式給水、及び直結増圧式給水は、共に建築物の用途、住居の戸数や階数、配水管の口径及び水圧等により、適用できない場合があります。
- ・給水課との事前協議が必要となりますので、詳細については給水課にお問い合わせください。

※詳しくは桶川北本水道企業団のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

トップページ>指定給水装置工事事業者>指定給水装置工事事業者の方へ

●問い合わせ

給水課 給水係
048-591-2775(代)

指定給水装置 工事事業者情報

☆水道工事ができます
給水装置の新設、改造、修繕または撤去の水道工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できません。必ず水道企業団の指定給水装置工事業者に水道工事を依頼してください。

指定給水装置工事事業者（新規指定）

事業者名	代表者	所在地	電話番号
高尾設備工業(有)	栗原 克行	北本市石戸5-345	048-592-5248
(有)シンセイ	新井 清示	北本市緑2-265	048-787-8040
(株)彩玉	榎本 繁	加須市中種足1407	0480-53-3432

指定給水装置工事事業者（所在地等変更）

事業者名	代表者	所在地	電話番号
(株)ベストワーク	根本 和幸	さいたま市岩槻区東岩槻4-5-2	048-795-2000